



SEABOURN®

2020年3月16日

【クルーズキャンセル規定についてのご案内】

お客様各位

拝啓

早春の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

この度はシーボーンのクルーズをお申し込みいただきありがとうございます。シーボーンでは昨今の新型コロナウイルスに対する皆様のご不安を少しでも和らげるため、本日時点の既存のご予約および2020年4月30日までにいただいた新規ご予約で、2020年4月1日～2020年10月15日に出発する全てのクルーズにおいて、キャンセル規定を以下の通り定めることといたしました。

-----【2020年4月1日～2020年7月31日出発のクルーズをお申し込みのお客様】-----

本日現在、既にご予約をお持ちのお客様および2020年7月31日までに新規ご予約のお客様が該当クルーズをキャンセルする場合は、シーボーンにお支払いいただいた料金をフューチャークルーズクレジット（FCC）として次回新規に予約される2020年および2021年クルーズ代金を割引させていただきます。ただし、該当クルーズ出航の**48時間前**までにキャンセルのお申し出が必要です。

-----【2020年8月1日～2020年10月15日出発のクルーズをお申し込みのお客様】-----

2020年2月29日までにご予約された方は、通常のキャンセル規定に沿ってお手続きください。2020年3月1日から2020年4月30日までに新規ご予約をされたお客様が該当クルーズをキャンセルする場合は、シーボーンにお支払いいただいた料金をフューチャークルーズクレジット（FCC）として次回新規に予約される2020年および2021年クルーズ代金を割引させていただきます。ただし、該当クルーズ出発日の**30日前**までにキャンセルのお申し出が必要です。

※上記申告期限は、シーボーンクルーズ本社への申告期限です。ご利用窓口の営業日・営業時間にご注意ください。

FCCは、2020年12月31日またはご利用の旅行会社の年内営業日までに次航の新規ご予約をいただき適用しなくてはなりません。新規に予約されるクルーズ出発日は2020年2021年のいずれのクルーズでも結構です。FCCの金額は、キャンセルする時点の既存予約クルーズ代金の返金不可部分（返金不可のデポジットやキャンセル料）によって決定されます。シーボーンシールドやその他費用はFCCの金額に反映されませんので、ご了承ください。なお、このFCCのご利用は現在のクルーズをお申し込みいただいている旅行会社を通してのみ適用とさせていただきます。

キャンセルのお申し出をいただきますと、FCCをシーボーンクラブ（リピーター）番号へ反映する作業をいたします。クラブ番号をお持ちでないお客様へは、シーボーンが新しい番号を発行いたします。手続きまでに約2週間かかりますので、ご了承ください。



SEABOURN®

FCCはクルーズ代金のみ適用可能で、デポジットの支払いや政府関連諸税、シーボーンシールドのお支払いへは適用できません。また換金や権利譲渡、他の特典との併用はできません。本特典は予告なく変更・中止になる場合や条件が追加される場合がございます。現状のご予約に付帯される特典は次回新規クルーズに移行することはできません。また有効期限を過ぎたFCCは権利放棄となりますので、ご了承ください。上記内容は予告なく変更になる場合がございます。

ご不明点がございましたら、お問い合わせくださいませ。

敬具

シーボーン指定販売代理店 (株)オーバースーズ・トラベル